

意見書案第 8 号

2009年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元等教育予算の拡充を求める意見書

教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法 26 条で定められており、全ての国民に対して義務教育を保障することは、国の重要な責任でもあります。このことから、全国のどの地域においても、すべての子どもたちに無償で一定水準の教育機会を保障するため、義務教育費国庫負担制度が設けられています。この制度は、義務教育の実施主体である地方を国が支える制度であって、国が地方をしぼる制度ではありません。すでに 30 人学級などの学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われており現行制度でも自治体の裁量権は保障されています。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が 2 分の 1 から 3 分の 1 に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、教材費や図書費、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も拡がりつつあります。

また、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化がすすんでいます。自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、子どもたちが受ける教育に格差があってはなりません。この間の国庫補助負担金の廃止により、準要保護児童生徒就学援助費の廃止・一般財源化がなされましたが、それに伴い、自治体財政の悪化している道内の市町村においては、認定基準や支給額の変更を余儀なくされている現状もあります。

子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく教育が受けられる必要があります。とりわけ、広大な地域に小規模校が点在し、離島など多くのへき地を有する北海道では、全国的水準との格差だけでなく、市町村間での格差が拡大することが危惧され、政府の主張する国の関与の見直しが地方の教育水準の低下をもたらしかねません。そのため、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があります。

家計における格差や自治体財政格差が教育格差となってあらわれてはいけません。

07 年度には教育関係団体で結成された実行委員会も関係機関への要請行動を行うなど教育の機会均等と水準維持向上、教育予算の拡充を求める声は、全道の教育関係者や保護者、そして地域の願いです。

記

- 1 . 教育の自治体間格差を生じさせないために、国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を二分の一に復元をすること。また、「交付金化」や「一般財源化」を行わないこと。
- 2 . 憲法の理念である義務教育無償を実現するため、保護者負担がゼロとなるよう、また、学校施設設備費、就学援助・奨学金、教材費、図書費など、国の責任において教育予算の確保・拡充をすること。

3 . 3 0 人以下学級を早期に実現すること。また、教職員定数改善計画の実現と学校教育法第 3 7 条第 3 項を削除し、学校教育法に規定する教職員の全校配置とあわせてゆとりのある教職員配置を実現すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

平成 2 0 年 6 月 2 0 日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 文部科学大臣 総務大臣
財務大臣

